松福指第　５０　号
令和５年６月８日

松原市所管社会福祉法人理事長 様

松原市福祉部福祉指導課長

計算書類等及び財産目録等の提出及び社会福祉充実計画の申請について（依頼）

日頃は、本市の福祉行政の推進につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

社会福祉法第５９条の規定により、標記計算書類等及び財産目録等につきましては、下記１の手続きにより、ご提出ください。

併せて、社会福祉法第５５条の２の規定により、全ての法人において社会福祉充実残額の算定を毎会計年度行う必要があります。令和４年度決算において新たに社会福祉充実残額が生じた法人においては、下記２の手続きにより社会福祉充実計画の承認申請をお願いします。

また、前年度以前に所轄庁の承認を受けた社会福祉充実計画を実施している法人で、社会福祉充実計画を変更する場合は、変更承認申請が必要ですので、下記連絡先まで連絡をお願いします。

記

１　計算書類等及び財産目録等の提出書類について

計算書類等及び財産目録等社会福祉法第５９条の規定に基づく届出書類をご提出ください。

詳細は、「別紙１　社会福祉法第５９条の規定に基づく届出書類一覧」によりご確認ください。

上記に併せて、会計監査人を設置する法人、会計監査人による監査に準ずる監査を受けている法人または専門家の支援を受けている法人については、平成２９年４月２７日付厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知「会計監査及び専門家による支援等について」（最終改正：令和２年１２月２５日）により、別紙１「３その他」の書類をご提出ください。

（１）提出方法

社会福祉法施行規則第９条により、上記１の提出書類については、書面、電磁的方法、または、社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム（以下「開示システム」という。）により提出することができます。

提出書類については、別紙１によりご確認ください。

（２）提出期限

令和５年６月３０日（金）

＜留意事項＞

①　開示システムについては、厚生労働省局長通知「社会福祉法人の認可」において、所轄庁への届出方法は、「施行規則第９条第３号の情報処理システムに記録する方法が望ましいこと。」とされておりますので、同システムの利用をお願いします。

【財務諸表等電子開示システム　ホームページ】
http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/zaihyou/houjin/

②　開示システムにおいて提出する書類以外のものについては、電子メール又は郵送での提出をお願いします。

２　社会福祉充実計画の承認申請について

社会福祉充実残額がある場合は、社会福祉充実計画を策定し、上記１の計算書類等の届出と同時に申請することになります。

申請の様式については、別紙２　社会福祉充実計画申請書類一覧によりご確認ください。

申請の書類については、松原市のホームページに掲載していますので、ダウンロードの上、作成してください。

（松原市ホームページ）計算書類等及び社会福祉施設調書の提出について
https://www.city.matsubara.lg.jp/soshiki/fukushi_shidou/syafuku/3826.html

（１）提出方法

社会福祉充実計画の承認申請については、書面で２部ご提出ください。

（２）提出期限

令和５年６月３０日（金）　【上記１の（２）※と同様】

３　その他

（１）　厚生労働省から発出された社会福祉法関係の通知等については下記のホームページに掲載されていますので、参考にしてください。

厚生労働省ホームページ　「社会福祉法人制度」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/shakai-fukushi-houjin-seido/index.html

（提出先及び連絡先）
松原市 福祉部 福祉指導課
TEL　072-334-1550（内線 2181、2182）
Mail　sidou@city.matsubara.osaka.jp